

外形標準課税法人への第6号様式（確定・修正申告書）記載に関するお願い

外形標準課税法人が確定（修正）申告書を作成する場合、第6号様式④⑥の内訳の各欄（④⑦～⑤⑩欄）の記載にあたっては、下記「正しい記載例」に基づいてご記載頂きますよう、ご協力を宜しくお願いいたします。



正しい記載例

④⑥の内訳の各欄（④⑦～⑤⑩欄）には、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載してください。
※ひとつの割に金額をまとめて記載しないでください。

摘要		課税標準	税率(%)	税額
所得	所得金額総額 (④⑧-④⑩)又は別表5④⑧	2670000000		
	年400万円以下の金額	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00
	年800万円を超える金額	000		00
	計 ④⑨+④⑩+④⑪	000		00
割	軽減税率不適用法人の金額	1424000000	1.18	16803200
	付加価値額総額	7389425000		
付加価値割	付加価値額	3941025000	1.26	49656900
	資本金等の額総額	115000000000		
資本割	資本金等の額	61333332000	0.525	321999900
	合計事業税額 ④⑫+④⑬+④⑭+④⑮又は④⑯+④⑰+④⑱+④⑲			388460000
事業税の特定寄附金税額控除額				
差引事業税額 ④⑳-㉑-㉒	388460000			187832000
租税協約の実施に係る事業税額の控除額				
④⑥の内訳	所得割 ④⑦	10547200	付加価値割 ④⑧	37884900
	資本割 ④⑨	152195900	収入割 ④⑩	00

税額 16,803,200 - 既に納付の確定した額 6,256,000 = 10,547,200

(予定・中間申告の内訳)
 所得割 6,256,000
 付加価値割 11,772,000
 資本割 169,804,000

税額 321,999,900 - 既に納付の確定した額 169,804,000 = 152,195,900

税額 49,656,900 - 既に納付の確定した額 11,772,000 = 37,884,900



誤った記載例

例1 所得割欄にまとめて記載する

租税協約の実施に係る事業税額の控除額	④⑤		この申告により前付すべき事業税額④⑩-④⑪-④⑫	④⑥	200628000
④⑥の内訳	所得割 ④⑦	200628000	付加価値割 ④⑧		00
	資本割 ④⑨	00	収入割 ④⑩		00

例2 付加価値割・資本割の年税額を記載し、所得割で調整する

租税協約の実施に係る事業税額の控除額	④⑤		この申告により前付すべき事業税額④⑩-④⑪-④⑫	④⑥	200628000
④⑥の内訳	所得割 ④⑦	△171028800	付加価値割 ④⑧		49656900
	資本割 ④⑨	321999900	収入割 ④⑩		00